

水道未普及世帯物価高騰対策給付金支給事業

～井戸水や山水などを生活用水として使用している世帯へ給付金を支給します。～

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により生活に影響を受けている市内の井戸水及び山水を生活用水として使用している世帯主に対し、1支給対象者あたり1,008円の給付金を支給します。

※給付金を受け取るには申請が必要です。

対 象 者 次の①、②をすべて満たす方

- ① 令和7年9月30日（基準日）時点において京丹後市の住民基本台帳に登録があり、申請時に引き続き登録のある世帯主
 - ② 井戸水または山水のみを生活用水として使用している水道未普及世帯
- ※ ただし、同一住所地（家屋が異なる場合を除く）に複数の世帯がある場合は、いずれかの世帯の世帯主とする。

※基準日以降に世帯主が変更になった場合は、経営企画整備課にご相談ください。

給 付 額 1世帯あたり 1,008円 ※1支給者1回限り

申請方法 申請書に必要な書類を添えて、返信用封筒により期日までに提出してください。

＜申請に必要な書類＞

- ・水道未普及世帯物価高騰対策給付金申請書兼請求書
- ・本人確認書類 ……個人番号カードまたは、運転免許証のいずれかの写し
- ・振込口座の確認書類…金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できる通帳やキャッシュカードの写し

※該当になると思われるかたで、申請書類が届かない場合には経営企画整備課にお問い合わせください。

申請期限 令和7年10月31日（金）必着

※原則、上記期限までに申請していただきますが、特別な事情により申請できなかった場合は、令和8年2月27日までは申請を受け付けます。

給付予定日 令和7年11月27日（木）

【問い合わせ先】経営企画整備課 ☎ 0772 - 69 - 0550